

鶴ヶ島市保育認定こども保育料徴収基準表

各月初日における満3歳未満保育認定子どもの 属する世帯の階層区分		保育料等及び利用者負担額(月額)			
		保育標準時間		保育短時間	
		要保護者等世帯	その他の世帯	要保護者等世帯	その他の世帯
1 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0		円 0	
2 階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
3 階層	市町村民税のうち均等割に限って課税されている世帯	3,000	6,000	2,950	5,900
4 階層	市町村民税 の課税世帯 で、その所 得割の額が 次の区分に 該当する世 帯	37,000円未満 (指定都市からの転入者の場合49,330円未満)	3,750	7,500	3,700
5 階層		37,000円以上48,600円未満 (指定都市からの転入者の場合49,330円以上64,800円未満)	4,550	9,100	4,500
6 階層		48,600円以上53,000円未満 (指定都市からの転入者の場合64,800円以上70,660円未満)	5,400	10,800	5,350
7 階層		53,000円以上64,000円未満 (指定都市からの転入者の場合70,660円以上85,330円未満)	6,300	12,600	6,200
8 階層		64,000円以上75,000円未満 (指定都市からの転入者の場合85,330円以上100,000円未満)	8,000	16,000	7,900
9 階層		75,000円以上77,101円未満 (指定都市からの転入者の場合100,000円以上102,801円未満)	9,750	19,500	9,600
1 0 階層	市町村民税 の課税世帯 で、その所 得割の額が 次の区分に 該当する世 帯	77,101円以上95,000円未満 (指定都市からの転入者の場合102,801円以上126,660円未満)	23,000		22,700
1 1 階層		95,000円以上110,000円未満 (指定都市からの転入者の場合126,660円以上146,660円未満)	27,000		26,600
1 2 階層		110,000円以上130,000円未満 (指定都市からの転入者の場合146,660円以上173,330円未満)	31,000		30,500
1 3 階層		130,000円以上150,000円未満 (指定都市からの転入者の場合173,330円以上200,000円未満)	35,000		34,500
1 4 階層		150,000円以上170,000円未満 (指定都市からの転入者の場合200,000円以上226,660円未満)	39,000		38,400
1 5 階層		170,000円以上190,000円未満 (指定都市からの転入者の場合226,660円以上253,330円未満)	42,500		41,800
1 6 階層		190,000円以上210,000円未満 (指定都市からの転入者の場合253,330円以上280,000円未満)	46,000		45,300
1 7 階層		210,000円以上230,000円未満 (指定都市からの転入者の場合280,000円以上306,660円未満)	48,500		47,700
1 8 階層		230,000円以上250,000円未満 (指定都市からの転入者の場合306,660円以上333,330円未満)	50,500		49,700
1 9 階層		250,000円以上270,000円未満 (指定都市からの転入者の場合333,330円以上360,000円未満)	52,500		51,700
2 0 階層		270,000円以上290,000円未満 (指定都市からの転入者の場合360,000円以上386,660円未満)	54,000		53,100
2 1 階層		290,000円以上330,000円未満 (指定都市からの転入者の場合386,660円以上440,000円未満)	55,500		54,600
2 2 階層		330,000円以上380,000円未満 (指定都市からの転入者の場合440,000円以上506,660円未満)	57,000		56,100
2 3 階層		380,000円以上430,000円未満 (指定都市からの転入者の場合506,660円以上573,330円未満)	58,000		57,100
2 4 階層		430,000円以上 (指定都市からの転入者の場合573,330円以上)	59,000		58,000

備考

- 1 10 階層から 24 階層までの要保護者等世帯及び3階層から 24 階層までのその他の世帯において、負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合の保育料等の額及び利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもの区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 政令第13条第1項第1号に該当する満3歳未満保育認定子ども
→この表に基づいて算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - (2) 政令第13条第1項第2号に該当する満3歳未満保育認定子ども
→0円
- 2 特定被監護者等が2人以上いる場合におけるその他の世帯の教育・保育給付認定保護者に係る保育料等の額及び利用者負担額は、保育料等の額及び利用者負担額の算定に当たっての所得割の額が57,700円未満であるときは、この表及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもの区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 政令第14条第1号に該当する満3歳未満保育認定子ども
→この表に基づいて算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - (2) 政令第14条第2号に該当する満3歳未満保育認定子ども
→0円
- 3 要保護者等世帯の特定教育・保育給付認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「この表に基づいて算定した額に2分の1を乗じて得た額」とあるのは0円とする。
- 4 満3歳未満保育認定子どもに当該満3歳未満保育認定子どもと生計を一にする兄又は姉が2人以上いる場合については、この表及び前3項の規定にかかわらず、当該満3歳未満保育認定子どもに係る保育料等の額及び利用者負担額は、0円とする。